

住宅使用料の滞納整理を強化しています

町営住宅等の使用料について

町営住宅等使用料は、世帯全員の収入と住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数等に応じて算出しています。

使用料の納期限は、毎月末日、12月のみ25日（土日祝日の場合は翌日以降の最初の平日）となっておりますが、納期限内に納付がなかった場合は、督促状や催告書を発送し、電話や訪問による納付指導のほか、連帯保証人に納付指導のご協力をお願いしています。また、滞納額が増えますと、住宅の明渡し請求を行う場合もあります。

なお、平成27年度以前の町営住宅等使用料の納付については、生活衛生課公営住宅班および税務課徴収対策班にて徴収していますが、一括納付ができない場合は、お申し出によって分納もできることになっておりますので、ご相談ください。

町営住宅等は、皆様の大切な税金により建設されますので、滞納しないよう十分ご注意ください。

■問い合わせ

生活衛生課公営住宅班 ☎0820(79)1010
税務課徴収対策班(直通) ☎0820(74)1031

下水道整備工事を行っています

今年度から久賀・大島処理区の下水道整備工事を行っています。

この下水道整備工事は、久賀・棕野・三浦・小松地区の図で示した範囲に下水道を整備するための工事です。

工事に伴い、該当地区の道路において通行止め若しくは片側交互通行等の交通規制を行う場合があります。

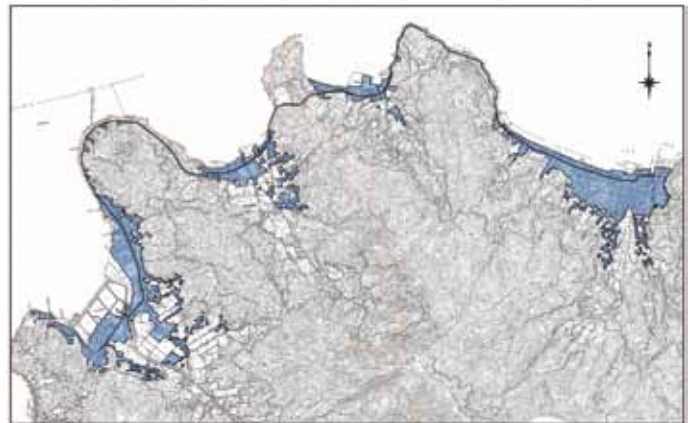
また、該当地区内では測量を行ったり、各家庭に必要な公共ますの設置について、役場および業者が説明のため訪問させていただくことがありますので、皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、訪問する業者については、身分証明書を携帯しています。

■問い合わせ

上下水道課 下水道班

☎0820(79)1011



廃棄物の不法投棄

野焼きを見かけた方はお知らせください

〈不法投棄ホットライン フリーダイヤル〉

☎0120-538-710

〈不法投棄ホットライン メールアドレス〉

fuhotoki.hotline@pref.yamaguchi.lg.jp

9月・10月は

「産業廃棄物適正処理推進期間」です

■問い合わせ 周防大島町生活衛生課

☎0820(79)1012

柳井健康福祉センター

☎0820(22)3631